政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和三年三月一日

神奈川県選挙管理委員会
委員長　国　吉　一　夫

(一)　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
鏑木　茂哉	かぶらき茂哉後援会	二、一二、三一
黒田　美保	えびな子育てママの会	二、一二、三一
齋藤　健夫	さいとう健夫後援会	二、一二、三一
溝口　大介	溝口大介後援会	二、一二、三一
八木大二郎	八木大二郎後援会	二、一二、三一